

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人長岡京市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する法人後見事業に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(事業の趣旨)

第2条 法人後見事業は、認知症高齢者及び知的障がい者、精神障がい者等の判断能力の不十分な者を支援するため、本会が成年後見人、保佐人、補助人（以下「後見人等」という。）となることにより、成年被後見人、被保佐人、被補助人（以下「被後見人等」という。）の財産管理、身上監護等を行うことによって、その権利を擁護することを趣旨とする。

(運営委員会の設置)

第3条 本会は、法人後見事業の適正な運営を確保するため、法人後見運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

- 2 後見人等の受任の適否については、運営委員会で検討し、その審査結果を踏まえて、本会会長が決定する。
- 3 その他運営委員会の設置運営に関する必要な事項は、本会会長が別に定める。

(後見業務)

第4条 本会は、法人後見事業に係る業務として、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 後見人等としての業務
 - (2) その他前条の趣旨に合致すると認められる業務
- 2 前項第1号の業務のうち税金の申告、不動産の登記、訴訟の遂行その他専門的な事項を処理するために必要と認めるときは、当該事務を事業者へ委託することが出来る。

(後見業務の対象者)

第5条 後見業務の対象者は、長岡京市に居住し、主に身上監護と日常的な金銭管理を必要とする者で、次の各号のうちいずれかに該当する者。ただし、第4号は本会および運営委員会の判断による。

- (1) 市長申し立てにより、本会が後見人等になることが適切であると判断される者
- (2) 原則として高額な財産を所有せず、他に適切な後見人等が得られない者
- (3) 福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）利用者で判断能力が低下した者のうち、本会が後見人等になることが適切であると判断される者
- (4) 本会及び運営委員会が特に必要と認める場合

(実施体制)

第6条 本事業は本会が主管する。

- 2 本会は、本事業を円滑に運営するため、事務局を総合生活支援センターに置く。
- 3 本会は、本事業の適切な運営を確保するために、本会職員の中から法人後見担当職員を選任する。

- 4 法人後見担当職員は、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員等、社会福祉に関する有資格者とする。
- 5 法人後見担当職員は、法人後見業務に関する一連の業務を行う。
- 6 被後見人等に関する日常的な用務については、必要があるときは法人後見担当職員の補助として、後見支援員を置く。後見支援員は、法人後見担当職員の指示のもとで次の業務のうち必要な業務を行う。
 - (1) 被後見人等に対する定期・臨時の訪問による見守り、日常生活の援助
 - (2) 日常的金銭管理
 - (3) 業務の記録、法人後見担当職員への報告、相談
- 7 後見支援員は、権利擁護に関する高い知識経験があり、次の要件のいずれかに該当する者の中から選任する。
 - (1) 社会福祉に関して専門的な知識経験を有するもの
 - (2) 福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）における生活支援員、または生活支援員経験者
 - (3) その他後見業務に関する知識経験を有し、会長が適当と認めるもの
- 8 後見支援員の賃金その他の労働条件は、雇用契約書による
- 9 本会は、法人後見担当職員及び後見支援員に対して研修等の機会を設け、資質の向上を図る。

(秘密の保持)

- 第7条 法人後見事業に携わる職員は、業務上知り得た個人情報を正当な理由もなく他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 2 ケース検討、啓発、教育等の目的で情報を使用する場合は、個人のプライバシーに十分配慮しなければならない。

(定期訪問)

- 第8条 本会は、後見業務を行うため、原則として月1回、被後見人等の居所を訪問し、被後見人等の安否の確認を行うとともに、心身の状態及び生活の状況の把握に努める。

(財産目録の作成等)

- 第9条 本会は、後見人等に就任したときは、すみやかに財産調査を行い、財産目録を作成するとともに、後見計画を策定する。

(財産の保管)

- 第10条 被後見人等の財産のうち、動産類や権利証等の重要書類は、原則として本会が契約する金融機関の貸金庫において保管する。ただし、各号に掲げるものは、総合生活支援センターもしくは、きりしま苑に備える耐火性の金庫に保管することができる。
- (1) 現金
 - (2) 日常的に使用する預貯金通帳
 - (3) (2)の届出印
 - (4) その他前各号に準ずると本会会長が認めるもの

(台帳の整備)

第11条 本会は、法人後見事業に係る後見業務の処理状況を記録するため、被後見人等について個人ごとに台帳を整備する。

(報酬付与の審判の申立て)

第12条 本会は、法人後見事業に係る後見業務の報酬について、家庭裁判所に報酬付与の審判を申立てることができる。

(類型の変更)

第13条 本会は、被後見人等について、判断能力の程度に変化があったと認められる場合において必要があるときは、類型の移行の審判を家庭裁判所に申立てるものとする。

(辞任)

第14条 本会は、被後見人等が長岡京市外に転出し、またはその特別な事由により後見業務を継続して行うことが困難になったときは、家庭裁判所に後見人等の辞任の申立てをすることができる。この場合において、当該被後見人等について必要があると認められるときは、当該被後見人等の住所を管轄する家庭裁判所に後任の後見人等の選任を申立てるものとする。

(損害賠償)

第15条 本事業の実施に関して、本会の責に帰すべき事由により被後見人等に損害を与えた場合には、本会が加入する保険制度の保障の範囲内において責務を負う。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業実施に関して必要な事項は本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月21日から施行する。